

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書

1 条例に関する事項

(1) 条例・規則の見直しについて

条例が地方自治の実現の手段として果たすべき役割が高まる中、従来の法制執務（法規審査）に政策的な条例づくりの傾向を反映させること。さらに、実務を基本とする自治立法の具現化を目指して内容を精査し、計画的に見直しを行うことで、自治体法務の充実・強化を図るべきである。

(2) 分権条例の広報公聴について

自主・自律の行政運営を実現し、町民と町が協働してまちづくりを進めるため、分権条例が目指す目的・趣旨を広く周知し、多くの町民に理解されるよう広報公聴に努めるべきである。

(3) 子どもの権利条例の制定について

国連における子どもの権利条約に基づき、子どもの権利を守り成長を支援するためには、その仕組みを条例化し子どもの利益と権利の保障を確立することが重要である。よって、遠軽町における地域としての特性をも考慮し、子どもの権利の保障・救済、さらには意見表明・参加の場の確保等、子どもの権利を守るため本条例の制定に向けてより積極的に取り組むべきである。

2 財産管理に関する事項

(1) 公共施設の適正管理について

公共施設等の適正管理に当たっては、公共施設等総合管理計画及び固定資産管理台帳等により検討を行うとともに、町民と議会に情報提供を行い、認識の共有に努めるべきである。

(2) 未利用財産等の管理について

未利用施設等について、民間への売却・解体に努めているところであるが、景観の保全、環境の美化に考慮した中で、さらなる保全管理に万全を期すべきであるとともに、旧遠軽小学校校舎施設については未利用施設等としないよう早急にその利活用についての具体的検討をすべきである。

また、現行の未利用財産処分等の計画は、早急に見直すべきである。

(3) 未処理用地（未登記公衆道路等）の整理について

未処理用地については、所有権移転等の登記手続きも含め、整備が進められているところであるが、引き続き町有財産として確認、管理し財産台帳に登載するよう努力すべ

きである。

3 行財政に関する事項

財政健全化について

財政運営については、「持続可能な自治体運営の確立」を目指しつつ運営していくべきである。

4 事務執行に関する事項

(1) 組織機構等について

組織機構（職員配置を含む）については、本所・総合支所のあり方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等の充実を早期に図るべきである。

(2) 人材の育成について

高度多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められている。本町においても実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れながら、町の未来を担える人材の育成に努めるべきである。

5 町税等に関する事項

町税等の収入未済額について

町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要である。町行政の運営、住民サービス提供のため徴収対策を講じ、さらに収納率の向上を図るべきである。

6 学校教育に関する事項

(1) 教育施設の整備・充実等について

児童・生徒が減少してきていることから、将来を見据えた学校施設の整備・充実や学校の統廃合を検討すべきである。

(2) 給食食材の調達等について

食の安全・安心という観点から特段の配慮が必要であり、地域振興の一環として地産地消の推進に努めるべきである。

また、子どもたちの健康面のみならず、食に関する意識の向上は不可欠であることから、食育の推進に努めるべきである。

7 社会教育及び文化に関する事項

(1) 生涯学習について

生涯学習の必要性は年々多様化していることから、その拠点となる社会教育施設の整備とともに社会教育事業の充実に努めるべきである。

(2) 図書館（室）事業について

充実した図書サービスが受けられるよう利用者のニーズや利便性に配慮した館（室）の運営に努めるとともに、関係職員の人事管理に配慮しつつ開館時間及び開館日のあり方を抜本的に見直すべきである。

8 社会体育及び健康づくりに関する事項

体育施設の整備について

町民ニーズに加え、各種大会・合宿誘致の観点からも体育施設等の整備・充実に努めるべきである。

9 その他に関する事項

(1) 総合計画の推進について

遠軽町の将来の発展を展望した総合計画の推進に当たっては、同計画に基づき着実に推進すべきである。

(2) 陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続について

自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきである。

(3) 公共交通体系の総合的検討について

公共交通体系が崩壊しつつあることから、交通弱者などのために早急に対応を検討すべきである。

(4) 石北線の存続について

石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら路線存続に向けて国や北海道に強く要望すべきである。

(5) 白滝ジオパーク構想の推進について

白滝ジオパーク構想については引き続き広域的に推進すべきである。